

令和6年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告について

【報道発表資料の概要】

確定申告をもっと便利に

- ✓ 前年は約7割の方がe-Taxをご利用いただいています！
- ✓ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に沿って金額等を入力すれば申告書等が完成し、そのまま送信！



定額減税の情報提供

- ✓ 給与所得者は年末調整時に定額減税を踏まえて計算されるため、確定申告は原則不要！
- ✓ 確定申告の要否が不明な場合は、「定額減税特設サイト」で確認できます。
- ✓ 定額減税をはじめとする確定申告の質問は、「チャットボット（税務職員ふたば）」を活用ください。
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」では、定額減税を適用した申告書も作成できます。



消費税の申告も忘れずに

- ✓ インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です！
- ✓ インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となった方は、「2割特例」の適用を受けることができます。
- ✓ 「2割特例」の適用可否は、「2割特例適用可否フローチャート」をご確認ください。



確定申告会場のお知らせ

- ✓ 税務署が開設する確定申告会場では、ご自身のスマホによる申告書作成のアドバイスを行います。
- ✓ 来場の際は、申告される方のマイナンバーカードとマイナンバーカード発行時に設定した暗証番号（2種類）を事前にご準備ください。



問合せ先

熊本国税局 国税広報広聴室
Tel.096-354-6171 (内線6105、6106)

確定申告は「スマホ」と「マイナポータル連携」でもっと便利に…………… 3～6

現在、約7割の方にe-Taxをご利用いただいております。確定申告はe-Taxがスタンダードとなっています。また、マイナンバーカードを利用してe-Taxを行う際に、マイナポータル連携を利用すると、申告に必要な情報を自動入力でき、申告書の作成がより便利になります。さらに、令和7年1月から、e-Taxでもスマホ用電子証明書の利用が可能となり、マイナンバーカードを読み取ることなく、申告書の作成・e-Tax送信が可能となります。

定額減税特設サイトをご活用ください…………… 7

国税庁HPの「定額減税特設サイト」には、定額減税の概要をはじめ、確定申告に関する情報などを掲載しております。定額減税に関する確定申告への疑問は、ぜひ定額減税特設サイトをご活用ください。

確定申告をされる方は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅から、定額減税を適用した申告書を自動計算で作成可能です。

インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です…………… 8

インボイス発行事業者は、原則として、消費税の確定申告が必要です。国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅から消費税の申告書の作成・e-Taxによる送信が可能で、「2割特例」を適用した申告書も作成できます。「2割特例」の適用の可否の確認には、「2割特例適用可否フローチャート」をご活用ください。

税務行政のデジタル化への取組について…………… 9

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から申告書等の控えへの收受日付印の押なつを行わないこととしました。

また、納付手続についても、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところであり、納付書の事前送付についても見直しを行っております。

トピックス一覧表

令和6年分の確定申告は2月17日から始まります…………… 10

令和6年分の所得税の確定申告は、令和7年2月17日(月)から始まります。各税目ごとの期限は、所得税等と贈与税が3月17日(月)、個人事業者の消費税が3月31日(月)となっていますので、申告・納税は期限内にお願いします。

令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について…………… 11～19

熊本国税局管内の「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設場所・開設期間・受付時間

確定申告は「スマホ」と「マイナポータル連携」でもっと便利に

- ◆ 国税庁では「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。
- ◆ 国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、**自動計算**で所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成ができ、作成した申告書等を**そのままe-Taxにより送信**できます。
- ◆ さらに、所得税申告書の作成の際に、**マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただくと、控除証明書などのデータを申告書へ自動入力（マイナポータル連携）**でき、集計や入力の手間が不要になります。

1 約7割の方がe-Taxを利用

以下のメリットから多くの方にe-Taxをご利用いただいています。

e-Taxのメリット

- ✓ **自宅から申告可能**
- ✓ **24時間利用可能**
※ メンテナンス時間を除きます
- ✓ **申告書がデータで確認可能**
- ✓ **添付書類提出不要**
※ 一部の書類は除きます
- ✓ **早期還付**（3週間程度で還付）

すでに
約**7割**の方が
e-Taxで
申告しています♪

2 マイナポータル連携で更に便利に

- ✓ マイナポータル連携により、給与等の収入に関する情報や医療費、ふるさと納税などの控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に自動入力することができて大変便利です。
- ✓ 利用者も年々増加しており、令和5年分の確定申告では190万人がマイナポータル連携を利用しました。

《マイナポータル連携の利用者数の推移》



3 スマホ用電子証明書に対応

マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります。

利用者証明用電子証明書のパスワードは**スマホの生体認証機能**を利用可能に！

読取不要

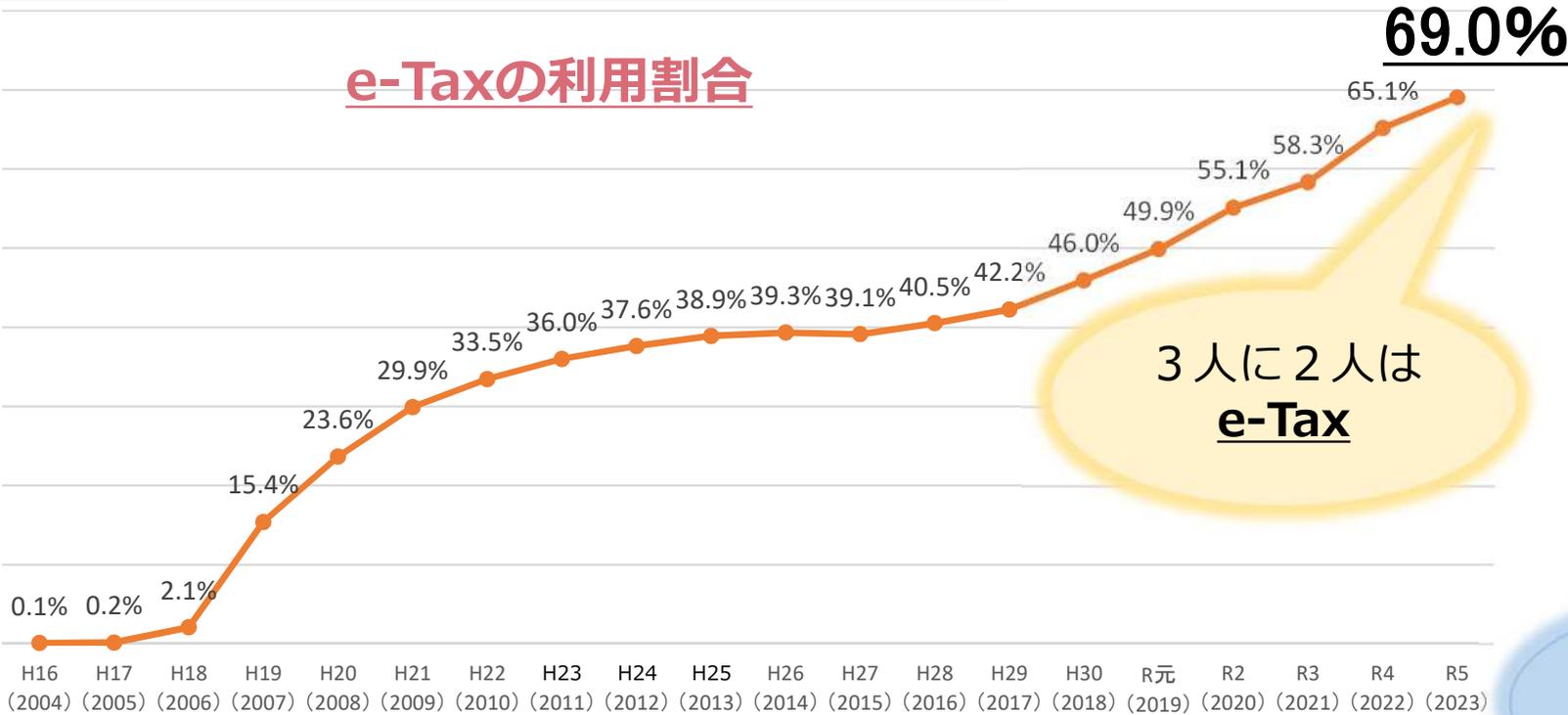


※ Androidのみ対応します。iOSについては、翌年分に向け順次対応予定です。

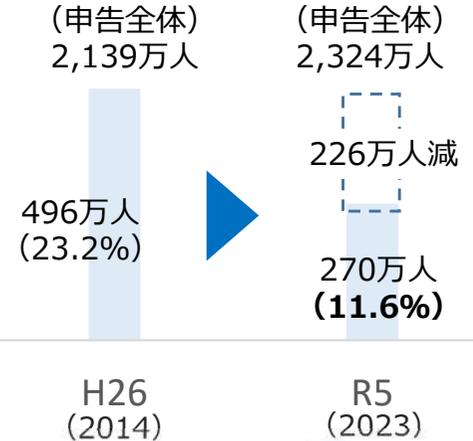
1 約7割の方にe-Taxをご利用いただいています！

確定申告者全体に占めるe-Tax利用者の推移

e-Taxの利用割合



確定申告会場での申告



確定申告会場で申告する方は
申告者全体の約1割のみ
⇒10年で約230万人減少

e-Taxの利便性向上

- ◆ 平成16年分から「e-Tax」が全国導入。
- ◆ 平成30年分から「スマホ申告」が可能に。
- ◆ 令和2年分から「マイナポータル連携」（各種控除の自動入力機能）が開始。
- ◆ 令和5年分から「マイナポータル連携」の対象範囲に「給与所得の源泉徴収票」が追加。
- ◆ 令和6年分からUI/UXの改善により、スマホでの操作性を向上

e-Taxに必要なもの

- マイナンバーカード
- スマホ

マイナンバーカードを利用した確定申告の案内はこちら



e-Taxの利用拡大の結果、
確定申告会場で申告する納税者は大幅に減少しています。

2 マイナポータル連携でさらに便利に

- ◆ 所得税申告書を作成する際、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルと連携すれば、**給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得**し、申告書の該当項目に**自動入力（マイナポータル連携）**することができ、より便利に申告書の作成ができます。
- ◆ 令和5年分確定申告では、**190万人**がマイナポータル連携を利用しており、利用者は**年々増加**しています。
- ◆ なお、**マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録など、事前準備が必要です。**令和6年分確定申告（令和7年1月以降）をスムーズに行うためにも、**お早めの準備をお願いします。**

マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。



マイナポータル連携に対応している証明書発行企業等は随時拡大しています。最新の証明書発行企業等はこちら



控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険（国民年金保険料・国民年金基金掛金）
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo（個人型確定拠出年金）
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係



マイナポータル連携の詳細はこちら



事前準備の詳細はこちら



3 スマホ用電子証明書に対応

- ◆ スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります。
 - ◆ また、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）はスマホの**生体認証機能を利用**できるようになります。（機種によって異なります）
- ※ **現在は、Androidでのみ利用可能**です。iOSについては、翌年分に向け順次対応予定です。
- ※ ご利用には、スマホでマイナポータルアプリから利用申請・登録をする必要があります。

イメージ

Before（現在）



After（令和7年1月～）



スマホ用電子証明書
の詳細はこちら



まずは、スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



定額減税を受けるために確定申告は必要！？

- ◆ **給与所得者は年末調整時に定額減税を踏まえて計算がされるため、原則、確定申告は不要です。**
※ 給与支払者のもとで定額減税の適用を受けた方も、令和6年分確定申告において最終的な定額減税額との差額を精算することとなる方もいます
- ◆ 確定申告の手続が必要かどうか分からない場合は、**「定額減税特設サイト」**にご自身で手続の有無が確認できるフローチャートを掲載しておりますので、まずはこちらでご確認ください。
- ◆ 確定申告をされる方は、**「確定申告書等作成コーナー」**を利用すれば、**定額減税を適用した申告書も自動計算で作成可能です。**記載もれがなく、計算誤りもありません。
- ◆ 定額減税をはじめとする確定申告への質問は**「チャットボット」(税務職員ふたば)**を活用ください。

定額減税特設
サイトはこちら



(参考) 制度の概要

- ◆ 令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されます。
- ◆ 所得税額の定額減税の対象となる方は、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である居住者の方です。（給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下である方です。）
- ◆ 定額減税額は、以下のとおりです。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族	1人につき3万円	1人につき1万円

- ◆ 令和6年分確定申告の際に、最終的な年間の所得税額と定額減税額を精算します。
※ 給与収入や公的年金等の収入がある方は、令和6年6月以後最初に支払われる給与又は公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税額が控除されますので、確定申告を行う際は、既に控除されている定額減税額を加味して、所得税の額を精算することになります。

インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です

- ◆ インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となった方は、「2割特例」※の適用を受けることができます。
- ◆ 令和4年分の課税売上高が1,000万円を超える方など、「2割特例」が適用できない場合もありますので、「2割特例」の適用可否は、「2割特例適用可否フローチャート」をご確認ください。
- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」では、2割特例を適用した申告書も作成できます。

※ 消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる経過措置です。



令和5年中に免税事業者からインボイス発行事業者となった方へ

- ◆ 令和6年分の確定申告では、原則1年間分の取引について、申告・納税が必要となりますので、計画的な納税資金の準備をお願いします。
- ◆ 2割特例は、インボイス制度を機に課税事業者になった方向けの特例です。例えば、基準期間(2年前)の課税売上高が1,000万円を超える場合など、インボイス発行事業者の登録に関係なく課税事業者になる場合は、2割特例を受けられません。

令和6年中に免税事業者からインボイス発行事業者となった方へ

- ◆ 令和6年中に免税事業者からインボイス発行事業者となった方は、登録日から令和6年12月31日までの取引について、消費税の確定申告が必要です。
- ◆ 登録を取り消したとしても、登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は、消費税の確定申告が必要となりますのでご注意ください。

税務行政のデジタル化への取組について

令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

- ◆ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。
- ◆ 申告書等の控えへ收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。
※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。
- ◆ 令和7年1月以降、当分の間の対応として、申告書等の提出時に希望される方については、申告書等の提出事実の確認方法をご案内するリーフレットに提出日付や税務署名を付記し、交付する対応を行います。

收受日付印の
押なつについて



キャッシュレス納付の推進について

- ◆ 国税庁では、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、納付書を使用しない納付手段で納付した方などについては、納付書の事前の送付を取りやめております。
- ◆ 確定申告に係る納付は、ダイレクト納付などのキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

《事前送付を行わないこととなる方》

- ✓ e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ✓ 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている個人の方

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)	振替納税
インターネットバンキング等による納付	クレジットカード納付
スマホアプリ納付	コンビニ納付(QRコード)

納付手続に関する
情報について



納付書の事前送付
について



※ e-Taxを利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書を必要とされる方に対しては、引き続き、納付書を送付しています。

令和6年分の確定申告は2月17日から始まります

1 令和6年分確定申告の受付期間

所得税等	令和7年2月17日(月)～令和7年3月17日(月)
個人事業者の消費税	令和7年1月6日(月)～令和7年3月31日(月)
贈与税	令和7年2月3日(月)～令和7年3月17日(月)

(注1) 所得税等の還付申告書は、**1月6日(月)**から受付しています。

(注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注3) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、相談及び申告書の受付は行っていません。

ただし、**一部の会場**では、**3月2日(日)**に確定申告の相談及び申告の受付を行います(前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁HPでご確認ください。)

当日の会場は、大変混雑が予想されますので、国税庁HPのチャットボット(税務職員ふたば)や確定申告コールセンター(3月2日(日)にも開設)もぜひご利用ください。

2 令和6年分確定申告に係る納期限・振替日

	納期限	振替日
所得税等	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
個人事業者の消費税	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)
贈与税	令和7年3月17日(月)	—

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

なお、残高不足等で口座振替ができない場合は、納期限からの翌日から納付日まで延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（熊本県）

共通

- ◆「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◆「税務署が開設する確定申告会場」においては、ご自宅からのe-Taxによる申告を推進するため、ご自身のスマホを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成、e-Taxにより送信（提出）する指導を行っていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。
また、e-Tax送信の際には、マイナンバーカードを使用しますので、ご持参の上、ご来場いただきますようお願いいたします。
なお、マイナンバーカードの利用に当たっては、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）及び署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）が必要になりますので、事前の確認をお願いします。
※ 申告書の受付も行っています。
- ◆「税務署が開設する確定申告会場」においては、混雑を緩和するため、入場時に「入場整理券」が必要となります。
入場整理券は、会場で当日配付のほか、LINEアプリを通じたオンライン事前発行もご利用いただけます。
※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
熊本西	熊本城ホール（1階展示ホール）	2月17日（月） から 3月17日（月）まで ^{（注）}	9時から16時まで
熊本東	熊本東税務署1階		
八代	八代税務署3階		
人吉	人吉税務署1階		
玉名	玉名税務署（玉名合同庁舎1階）		
天草	天草税務署1階		
山鹿	山鹿税務署（山鹿合同庁舎3階）		
菊池	菊池税務署1階		
宇土	宇土税務署（宇土合同庁舎2階）		
阿蘇	阿蘇税務署1階		

（注）「熊本城ホール1階展示ホール会場」及び「熊本東税務署1階会場」では、日曜日のうち、3月2日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。11

令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（熊本県）

地方公共団体が開設する税理士無料相談会場

◆「開設期間」には、税理士が従事する期間を記載しており、地方公共団体が開設する期間とは異なる場合があります。

署名	会場		開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
熊本西	西区	西部公民館（大ホール）	3月3日(月)から3月7日(金)まで	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで ※午前中は受付人数を80名までとしております
	南区	アスパル富合（研修室）	2月17日(月)から3月5日(水)まで	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで ※午前中は受付人数を80名までとしております
	北区	植木文化センター2階多目的ホール	1月27日(月)から2月14日(金)まで	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで ※午前中は受付人数を80名までとしております
熊本東	御船町役場 第二分庁舎（会議室）		2月17日(月)から3月7日(金)まで	9時から11時まで 13時から15時まで
	嘉島町役場（3階中会議室）		2月17日(月)から3月7日(金)まで (2/18、2/20、2/26、2/28、3/4、3/6除く)	9時から11時30分まで 13時から15時30分まで
	甲佐町生涯学習センター（研修室）		2月17日(月)から3月7日(金)まで (2/18、2/20、2/27、3/4、3/6除く)	8時40分から11時まで 13時から16時まで
	山都町	山都町役場蘇陽支所	2月20日(木)	9時から11時30分まで 13時から15時30分まで
矢部保健福祉センター（千寿苑）		3月5日(水)		
宇土	美里町役場中央庁舎		2月20日(木)	9時から11時まで 13時から15時30分まで
	美里町役場砥用庁舎		2月19日(水)	

令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（熊本県）

地方公共団体が開設する税理士無料相談会場

◆「開設期間」には、税理士が従事する期間を記載しており、地方公共団体が開設する期間とは異なる場合があります。

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間	
阿蘇	阿蘇市 阿蘇市役所本庁 北側別館 大会議室	2月19日（水）、25日（火）	9時から16時まで	
	南小国町 南小国町役場	2月28日（金）	9時から11時30分まで 13時から16時まで	
	小国町 おぐに町民センター2階	2月21日（金）、28日（金）	9時から11時まで 13時から16時まで	
	産山村 産山村基幹集落センター2階	2月27日（木）	9時から11時まで 13時から16時まで	
	高森町	高森町 朋遊館	2月21日（金）	9時から11時まで 13時から15時まで
		草部総合センター	2月26日（水）	
	南阿蘇村 南阿蘇村役場 2階監査準備室	2月19日（水）、21日（金）、26日（水）	9時から11時30分まで 13時から16時まで	
	西原村 西原村役場 2階大会議室	2月20日（木）、25日（火）、28日（金）	8時30分から11時まで 13時から16時まで	

その他の税理士無料相談

- ◆ 南九州税理士会では、上記会場のほか、一部の税理士事務所において、税理士事務所での申告相談を無料で実施しています。相談を希望される際は、事前に税理士事務所にお電話で相談日時をご予約ください。
（不動産等の譲渡・贈与等の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。）

<無料相談の対象となる方>

- 1 給与所得者や年金受給者で税理士関与のない方（ただし、所得が高額な方を除きます。）
- 2 事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で前年の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で税理士関与のない方
- 3 2の方のうち消費税の課税事業者である方は、前々年の課税売上高が3,000万円以下の方

<相談内容>

所得税（不動産等の譲渡等に係るものを除く）及び個人の消費税に関する相談

南九州税理士会の
ホームページはこちら



詳細は南九州税理士会ホームページ「新着情報」（令和7年1月下旬頃掲載予定）にてご確認ください。

令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（大分県）

共通

- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、ご自宅からのe-Taxによる申告を推進するため、ご自身のスマホを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成、e-Taxにより送信（提出）する指導を行っていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。
また、e-Tax送信の際には、マイナンバーカードを使用しますので、ご持参の上、ご来場いただきますようお願いいたします。
なお、マイナンバーカードの利用に当たっては、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）及び署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）が必要になりますので、事前の確認をお願いします。
※ 申告書の受付も行っています。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、混雑を緩和するため、入場時に「入場整理券」が必要となります。
入場整理券は、会場で当日配付のほか、LINEアプリを通じたオンライン事前発行もご利用いただけます。
※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
大分	九州電力株式会社大分支店2階	2月17日（月） から 3月17日（月）まで（注）	9時から16時まで
別府	別府税務署3階		
中津	中津税務署（中津合同庁舎3階）		
日田	日田税務署1階		
佐伯	佐伯税務署1階		
臼杵	臼杵税務署1階		
竹田	竹田税務署1階		
宇佐	宇佐税務署（宇佐合同庁舎4階）		
三重	三重税務署（三重合同庁舎2階）		

（注）「九州電力株式会社大分支店2階会場」では、日曜日のうち、3月2日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（大分県）

地方公共団体が開設する税理士無料相談会場

◆「開設期間」には、税理士が従事する期間を記載しており、地方公共団体が開設する期間とは異なる場合があります。

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
大分	由布市役所 本庁舎	2月17日(月)から2月28日(金)まで	9時から11時まで 13時から16時まで
別府	国東市役所	2月5日(水)から2月6日(木)まで	9時から16時まで

その他の税理士無料相談

- ◆ 南九州税理士会では、上記会場のほか、一部の税理士事務所において、税理士事務所での申告相談を無料で実施しています。相談を希望される際は、事前に税理士事務所にお電話で相談日時をご予約ください。
(不動産等の譲渡・贈与等の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。)

<無料相談の対象となる方>

- 1 給与所得者や年金受給者で税理士関与のない方（ただし、所得が高額な方を除きます。）
- 2 事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で前年の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で税理士関与のない方
- 3 2の方のうち消費税の課税事業者である方は、前々年の課税売上高が3,000万円以下の方

<相談内容>

所得税（不動産等の譲渡等に係るものを除く）及び個人の消費税に関する相談

詳細は南九州税理士会ホームページ「新着情報」（令和7年1月下旬頃掲載予定）にてご確認ください。

南九州税理士会の
ホームページはこちら



令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（宮崎県）

共通

- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、ご自宅からのe-Taxによる申告を推進するため、ご自身のスマホを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成、e-Taxにより送信（提出）する指導を行っていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。
また、e-Tax送信の際には、マイナンバーカードを使用しますので、ご持参の上、ご来場いただきますようお願いいたします。
なお、マイナンバーカードの利用に当たっては、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）及び署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）が必要になりますので、事前の確認をお願いします。
※ 申告書の受付も行っています。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、混雑を緩和するため、入場時に「入場整理券」が必要となります。
入場整理券は、会場で当日配付のほか、LINEアプリを通じたオンライン事前発行もご利用いただけます。
※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
宮崎	イオンモール宮崎 2階イオンホール	2月17日（月） から 3月17日（月）まで（注）	9時から16時まで
都城	ウェルネス交流プラザ1階		
延岡	延岡税務署（延岡合同庁舎5階）		
日南	日南税務署1階		
小林	小林税務署1階		
高鍋	高鍋税務署（付属棟2階会議室）		

（注）「イオンモール宮崎 2階イオンホール会場」では、日曜日のうち、3月2日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（宮崎県）

その他の税理士無料相談

- ◆ 南九州税理士会では、上記会場のほか、一部の税理士事務所において、税理士事務所での申告相談を無料で実施しています。相談を希望される際は、事前に税理士事務所にお電話で相談日時をご予約ください。
(不動産等の譲渡・贈与等の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。)

<無料相談の対象となる方>

- 1 給与所得者や年金受給者で税理士関与のない方（ただし、所得が高額な方を除きます。）
- 2 事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で前年の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で税理士関与のない方
- 3 2の方のうち消費税の課税事業者である方は、前々年の課税売上高が3,000万円以下の方

<相談内容>

所得税（不動産等の譲渡等に係るものを除く）及び個人の消費税に関する相談

詳細は南九州税理士会ホームページ「新着情報」（令和7年1月下旬掲載予定）にてご確認ください。

南九州税理士会の
ホームページはこちら



令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（鹿児島県）

共通

- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、ご自宅からのe-Taxによる申告を推進するため、ご自身のスマホを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成、e-Taxにより送信（提出）する指導を行っていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。
また、e-Tax送信の際には、マイナンバーカードを使用しますので、ご持参の上、ご来場いただきますようお願いいたします。
なお、マイナンバーカードの利用に当たっては、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）及び署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）が必要になりますので、事前の確認をお願いします。
※ 申告書の受付も行っています。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、混雑を緩和するため、入場時に「入場整理券」が必要となります。
入場整理券は、会場で当日配付のほか、LINEアプリを通じたオンライン事前発行もご利用いただけます。
※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
鹿児島	鹿児島県市町村自治会館4階	2月17日（月） から 3月17日（月）まで（注）	9時から16時まで
川内	川内税務署1階		
鹿屋	鹿屋税務署（鹿屋合同庁舎（国）4階）		
大島	大島税務署（名瀬地方合同庁舎4階）	2月19日（水）	9時から15時まで
	喜界町役場 1階会議室	3月4日（火）	9時から16時まで
	知名町 あしびの郷ちな	3月5日（水）	9時から13時まで
	天城町防災センター	3月6日（木）	9時から16時まで
		3月7日（金）	9時から15時まで

（注）「鹿児島県市町村自治会館4階会場」では、日曜日のうち、3月2日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

令和6年分熊本国税局管内確定申告会場等について（鹿児島県）

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
大 島	与論町役場 多目的ホール	2月26日(水)から2月27日(木)	9時から16時まで
		2月28日(金)	9時から11時まで
出 水	出水税務署 1階	2月17日(月)から3月17日(月)まで	9時から16時まで
指 宿	指宿税務署 1階		
種子島	種子島税務署（種子島合同庁舎 2階）	2月26日(水) から2月27日(木)まで	9時から16時まで
	屋久島町役場		
知 覧	知覧税務署 1階	2月17日(月)から3月17日(月)まで	9時から16時まで
伊集院	伊集院税務署 1階		
加治木	加音ホール		
大 隅	大隅税務署（大隅合同庁舎（国）4階）		

その他の税理士無料相談

- ◆ 南九州税理士会では、上記会場のほか、一部の税理士事務所において、税理士事務所での申告相談を無料で実施しています。相談を希望される際は、事前に税理士事務所にお電話で相談日時をご予約ください。
（不動産等の譲渡・贈与等の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。）

<無料相談の対象となる方>

- 1 給与所得者や年金受給者で税理士関与のない方（ただし、所得が高額な方を除きます。）
- 2 事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で前年の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で税理士関与のない方
- 3 2の方のうち消費税の課税事業者である方は、前々年の課税売上高が3,000万円以下の方

<相談内容>

所得税（不動産等の譲渡等に係るものを除く）及び個人の消費税に関する相談

南九州税理士会の
ホームページはこちら



詳細は南九州税理士会ホームページ「新着情報」（令和7年1月下旬頃掲載予定）にてご確認ください。